

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律の概要

趣 旨

平成21年度補正予算により交付される補助金により、以下の事業を今後5年間にわたり集中的に実施するため、独立行政法人日本学術振興会に基金を設ける。

- ①「最先端研究開発支援プログラム」 2700億円
基礎研究から出口を見据えた研究開発まで、幅広い先端的科学技術分野のうち世界をリードする成果を上げ得る研究開発を推進する。
- ②「若手研究者海外派遣事業」 300億円
我が国の将来を担う若手研究者や大学院生等を、海外の大学や研究機関に派遣する。

概 要

(1) 基金の設立

振興会に、平成26年3月31日までの間、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を設けることとする。

(2) 先端研究助成業務に関する業務方法書及び中期目標等

文部科学大臣は、業務方法書の認可や中期目標の策定等をしようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴くこととする。

(3) その他所要の規定の整備

区分経理、基金の運用方法の制限、基金廃止の際の残余额の処理、補助金適正化法の準用、国会報告など

※施行期日：平成21年6月26日